

労働災害防止全国安全週間

スローガン

「エイジフレンドリー職場へ！
みんなで改善 リスクの低減」

全国安全週間は、職場における安全意識の高揚と安全活動の定着を図ることを目的に実施されます。

新型コロナウイルス感染症や熱中症の防止のほか、高齢の方にも安全で快適な職場環境づくりを一層進めていただくようお願いいたします。

エイジフレンドリーとは、「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉です。

期間 7月1日～7月7日

☎千葉労働局労働基準部健康安全課
043(221)4312

7月から9月は農地の違反転用防止対策強化月間です！

農地は無断・無許可で農地以外に転用できません。違反転用を発見したときは、地権者に対し、是正指導などを行います。

農地を転用するときは、あらかじめ農地法の手続きを必ず行ってください。

☎農業委員会事務局

☎84-1242

遊休地などを企業に紹介しませんか？

企業誘致を促進し雇用創出を推進するため、町内の民間遊休地を横芝光町に進出を検討している企業に紹介する制度を新設しました。

○登録できる要件

①法令による土地利用の規制が適用されていないこと

②一、〇〇〇㎡以上の一団の土地で主要な道路に接続していること

③工場、事務所等の建物については一棟の面積が一〇〇㎡以上で敷地が主要な道路に接続していること

④地上権、抵当権その他所有権以外の権利の設定がされていないか、設定されている場合でも契約の時点で抹消されることが確定であること

⑤土地の境界及び建物の所有区分が明確で、所有権の権利の帰属に争いが無いこと

登録された物件の情報は、町内に立地しようとする企業に提供されます。物件の売買、賃貸などの交渉に町は関与しません。登録には申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。

☎産業課経済班 (84)1215

第70回 社会を明るくする運動

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

毎年7月は、“社会を明るくする運動”強調月間です。また、平成28年12月に施行された再犯防止推進法により、国民の間に再犯防止等についての関心と理解を深めるため、毎年7月が再犯防止啓発月間とされました。

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの改善更生について理解を深め、それぞれの立場においてチカラを合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行が生まれるのは、地域社会であり、また、罪を償い、改善更生を果たす場もまた地域社会にほかなりません。罪を犯した人も非行のある少年も、いずれは改善更生して社会復帰し、地域社会の一員として、より良い社会の実現を担うこととなります。

本運動は、犯罪や非行・再犯の防止と罪を犯した人たちの改善更生について、広く地域住民の理解と共感を得られるような活動を全国各地で展開しようとするものです。



☎福祉課社会福祉班 ☎84-1257